

佐賀県告示第三百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十三年十一月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
アイリスデンタルクリニック	小城市三日月町久米九四三番地一	平成二二・一〇・六
おき歯科医院	唐津市原字笹原一三九二番地五	平成二二・一一・一
よしむら整形外科クリニック	唐津市浜玉町浜崎一〇五七番地一	平成二二・一一・一
ほたる薬局	小城市小城町松尾四〇九八番地九	平成二二・一一・一
みず堂薬局ゆめさき店	佐賀市兵庫町大字藤木七七二番地三	平成二二・一一・一
総合医療やまのうち小児科・内科	佐賀市兵庫町大字藤木七七二番地三	平成二二・一二・一六
とんぼ薬局	鳥栖市京町七九一番地一	平成二二・一一・一

みやはら歯科	かこば薬局	山下至誠堂薬局浜玉店
三養基郡みやき町大字江口四三九一番地六	西松浦郡有田町黒川丙六〇七番地一	唐津市浜玉町浜崎一〇五〇番地一
平成二三・一一・一	平成二三・一一・一	平成二三・一一・一